

○経済産業省告示

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百六十一条第一項の規定を実施するため、エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の一部を改正する告示を次のように定める。

エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の一部を改正する告示

エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成十八年経済産業省告示第二百五十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<u>エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者</u> が取り組むべき措置	<u>エネルギー消費機器の小売の事業を行う者</u> が取り組むべき措置
<u>エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者</u> （以下「 <u>小売事業者等</u> 」という。）は、次のとおり、エネルギー消費性能の表示等一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない。	<u>エネルギー消費機器の小売の事業を行う者</u> （以下「 <u>小売事業者</u> 」という。）は、次のとおり、エネルギー消費性能の表示等一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない。
1 エアコンディショナー	1 エアコンディショナー
1-1 表示事項	1-1 表示事項
エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「令」という。） <u>第18条第2号</u> に掲げるエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものをいう。以下同じ。）の <u>小売事業者等</u> は、エアコンディショナーを販売しようとする <u>場合又はエアコンディショナーの販売に協力を行おうとする場合には、当該エアコンディショナーに関する次の事項を表示することとする。</u> ただし、中古のエアコンディショナーを販売しようとする <u>場合又は中古のエアコンディショナーの販売に協力を行おうとする場合には適用しな</u>	エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「令」という。） <u>第15条第2号</u> に掲げるエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものをいう。以下同じ。）の <u>小売事業者</u> は、エアコンディショナーを販売しようとする <u>場合には、当該エアコンディショナーに関する次の事項を表示することとする。</u> ただし、中古のエアコンディショナーを販売しようとする <u>場合には適用しない。</u>

い。

イ～ハ [略]

1－2 遵守事項

(1) [略]

(2) 1－1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとする。

(3) [略]

(4) 1－1のイからハまでに掲げる事項については、別添1に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

(5) [略]

1－3 多段階評価基準

日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

表 [略]

1－4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、日本産業規格C9612付属書3に基づき算出した期間消費電力量に27円を乗じたものとする。

1－5 [略]

2 照明器具

2－1 表示事項

照明器具（令第18条第3号に掲げる照明器具をいう。ただし、卓上スタンド用けい光灯器具を除く。以下同じ。）の小売事業者等は、照明器具を販売しようとする場合又は照明器具の販売に協力を行おうとする場合には、当該照明器具に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の照明器具を販売しようとする場合又は中古の照明器具の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ～ハ [略]

1－2 遵守事項

(1) [略]

(2) 1－1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格C9901に基づくものとする。

(3) [略]

(4) 1－1のイからハまでに掲げる事項については、別に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

(5) [略]

1－3 多段階評価基準

日本工業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

表 [略]

1－4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、日本工業規格C9612付属書3に基づき算出した期間消費電力量に27円を乗じたものとする。

1－5 [略]

2 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具

2－1 表示事項

蛍光ランプのみを主光源とする照明器具（令第15条第3号に掲げる蛍光ランプのみを主光源とする照明器具をいう。ただし、卓上スタンド用けい光灯器具を除く。以下同じ。）の小売事業者は、蛍光ランプのみを主光源とする照明器具を販売しようとする場合には、当該蛍光ランプのみを主光源とする照明器具に関する次の事項（蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第54号。以下2において「判断基準」という。）に規定する電球形蛍光ランプ及び判断基準に規定する蛍光灯器具であって施設用のものについては、イを

イ 多段階評価点（少数点以下第2位切捨て。以下同じ。）

ロ・ハ [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1のイに掲げる多段階評価点は、2-3の多段階評価基準に基づくものとする。

(2) 2-1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとする。

(3) [略]

(4) 2-1のイからハまでに掲げる事項については、別添2-1に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

(5) 別添2-1に定める様式により表示が困難な場合は、2-1のイに掲げる事項のみについて、別添2-2に定めるいずれかの様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

(6) [略]

2-3 多段階評価基準

(1) 多段階評価点は、次に掲げる多段階評価比率（少数点以下第1位切捨て。以下同じ。）に応じて、それぞれに定める式により算出する。

イ 多段階評価比率が100未満の場合

$$Y = 2 + 1 / 13 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（1未満の場合は1.0とする。）

X：多段階評価比率

ロ 多段階評価比率100以上の場合

$$Y = 2 + 2.5 / 164 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（5を超える場合は5.0とする。）

除く。）を表示することとする。ただし、中古の蛍光ランプのみを主光源とする照明器具を販売しようとする際には適用しない。

イ 多段階評価

ロ・ハ [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1のイに掲げる多段階評価は、2-3の多段階評価基準に基づくものとする。

(2) 2-1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格C9901に基づくものとする。

(3) [略]

(4) 2-1のイからハまでに掲げる事項については、別に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

[新設]

(5) [略]

2-3 多段階評価基準

日本工業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	<u>140パーセント以上</u>
★★★★	<u>127パーセント以上140パーセント未満</u>
★★★	<u>113パーセント以上127パーセント未満</u>
★★	<u>100パーセント以上113パーセント未満</u>
★	<u>100パーセント未満</u>

X：多段階評価比率

(2) 多段階評価比率は、以下の式により算出する。

$$X = E / E_M \times 100$$

X：多段階評価比率

E：照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第54号。以下「照明器具判断基準」という。）の3に基づき測定した製品のエネルギー消費効率（単位 ルーメン毎ワット）

E_M：50（単位 ルーメン毎ワット）

2－4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = 2 \times P \times Z$$

この式において、P及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P：照明器具判断基準の3－2に規定する方法により算定した消費電力（単位 ワット）

Z：27（単位 円毎キロワット時）

2－5 [略]

3 テレビジョン受信機

3－1 表示事項

テレビジョン受信機（令第18条第4号に掲げるテレビジョン受信機をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、テレビジョン受信機を販売しようとする場合又はテレビジョン受信機の販売に協力を行おうとする場合には、当該テレビジョン受信機に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のテレビジョン受信機を販売しようとする場合又は中古のテレビジョン受信機の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

。

イ～ハ [略]

3－2 遵守事項

2－4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = 2 \times P \times Z$$

この式において、P及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P：判断基準の3－2に規定する方法により算定した消費電力（単位 ワット）

Z：27（単位 円毎キロワット時）

2－5 [略]

3 テレビジョン受信機

3－1 表示事項

テレビジョン受信機（令第15条第4号に掲げるテレビジョン受信機をいう。以下同じ。）の小売事業者は、テレビジョン受信機を販売しようとする場合には、当該テレビジョン受信機に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のテレビジョン受信機を販売しようとする場合には適用しない。

イ～ハ [略]

3－2 遵守事項

- (1) [略]
- (2) 3-1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとする。
- (3) [略]
- (4) 3-1のイからハマでに掲げる事項については、別添3に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

(5) [略]

3-3 多段階評価基準

- (1) テレビジョン受信機であって、ブラウン管を有するもの
- 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

表 [略]

- (2) テレビジョン受信機であって、液晶パネルを有するもの又はプラズマディスプレイパネルを有するもの
- 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

表 [略]

3-4・3-5 [略]

4 電子計算機

4-1 表示事項

電子計算機（令第18条第6号に掲げる電子計算機をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、電子計算機を販売しようとする場合又は電子計算機の販売に協力を行おうとする場合には、当該電子計算機の省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古の電子計算機を販売しようとする場合又は中古の電子計算機の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

4-2 遵守事項

4-1により表示する省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に

- (1) [略]
- (2) 3-1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格C9901に基づくものとする。
- (3) [略]
- (4) 3-1のイからハマでに掲げる事項については、別表に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

(5) [略]

3-3 多段階評価基準

- (1) テレビジョン受信機であって、ブラウン管を有するもの
- 日本工業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

表 [略]

- (2) テレビジョン受信機であって、液晶パネルを有するもの又はプラズマディスプレイパネルを有するもの
- 日本工業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

表 [略]

3-4・3-5 [略]

4 電子計算機

4-1 表示事項

電子計算機（令第15条第6号に掲げる電子計算機をいう。以下同じ。）の小売事業者は、電子計算機を販売しようとする場合には、当該電子計算機の省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古の電子計算機を販売しようとする場合には適用しない。

4-2 遵守事項

4-1により表示する省エネルギーラベルは、日本工業規格C9901に

基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

5 磁気ディスク装置

5-1 表示事項

磁気ディスク装置（令第18条第7号に掲げる磁気ディスク装置をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、磁気ディスク装置を販売しようとする場合又は磁気ディスク装置の販売に協力を行おうとする場合には、当該磁気ディスク装置の省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古の磁気ディスク装置を販売しようとする場合又は中古の磁気ディスク装置の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

5-2 遵守事項

5-1により表示する省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

6 ビデオテープレコーダー

6-1 表示事項

ビデオテープレコーダー（令第18条第9号に掲げるビデオテープレコーダーをいう。以下同じ。）の小売事業者等は、ビデオテープレコーダーを販売しようとする場合又はビデオテープレコーダーの販売に協力を行おうとする場合には、当該ビデオテープレコーダーに係る年間の目安電気料金を表示することとする。ただし、中古のビデオテープレコーダーを販売しようとする場合又は中古のビデオテープレコーダーの販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

6-2～6-4 [略]

7 電気冷蔵庫

基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

5 磁気ディスク装置

5-1 表示事項

磁気ディスク装置（令第15条第7号に掲げる磁気ディスク装置をいう。以下同じ。）の小売事業者は、磁気ディスク装置を販売しようとする場合には、当該磁気ディスク装置の省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古の磁気ディスク装置を販売しようとする場合には適用しない。

5-2 遵守事項

5-1により表示する省エネルギーラベルは、日本工業規格C9901に基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

6 ビデオテープレコーダー

6-1 表示事項

ビデオテープレコーダー（令第15条第9号に掲げるビデオテープレコーダーをいう。以下同じ。）の小売事業者は、ビデオテープレコーダーを販売しようとする場合には、当該ビデオテープレコーダーに係る年間の目安電気料金を表示することとする。ただし、中古のビデオテープレコーダーを販売しようとする場合には適用しない。

6-2～6-4 [略]

7 電気冷蔵庫

7-1 表示事項

電気冷蔵庫（令第18条第10号に掲げる電気冷蔵庫をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、電気冷蔵庫を販売しようとする場合又は電気冷蔵庫の販売に協力を行おうとする場合には、当該電気冷蔵庫に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の電気冷蔵庫を販売しようとする場合又は中古の電気冷蔵庫の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ 多段階評価点

ロ・ハ [略]

7-2 遵守事項

- (1) 7-1のイに掲げる多段階評価点は、7-3の多段階評価基準に基づくものとする。
- (2) 7-1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとする。
- (3) [略]
- (4) 7-1のイからハまでに掲げる事項については、別添4-1に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。
- (5) 別添4-1に定める様式により表示が困難な場合は、7-1のイに掲げる事項のみについて、別添4-2に定めるいずれかの様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

(6) [略]

7-3 多段階評価基準

- (1) 多段階評価点は、次に掲げる多段階評価比率に応じて、それぞれに定める式により算出する。

イ 多段階評価比率が100未満の場合

$$Y = 2 + 1 / 29 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（1未満の場合は1.0とする。）

7-1 表示事項

電気冷蔵庫（令第15条第10号に掲げる電気冷蔵庫をいう。以下同じ。）の小売事業者は、電気冷蔵庫を販売しようとする場合には、当該電気冷蔵庫に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の電気冷蔵庫を販売しようとする場合には適用しない。

イ 多段階評価

ロ・ハ [略]

7-2 遵守事項

- (1) 7-1のイに掲げる多段階評価は、7-3の多段階評価基準に基づくものとする。
- (2) 7-1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格C9901に基づくものとする。
- (3) [略]
- (4) 7-1のイからハまでに掲げる事項については、別に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

[新設]

(5) [略]

7-3 多段階評価基準

日本工業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	100パーセント以上
★★★★	86パーセント以上100パーセント未満

X：多段階評価比率

ロ 多段階評価比率100以上の場合

$$Y = 2 + 2.5 / 61 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（5を超える場合は5.0とする。）

X：多段階評価比率

(2) 多段階評価比率は、次に掲げる調整内容積（電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第34号。以下「電気冷蔵庫判断基準」という。）の1(3)に規定する調整内容積をいう。以下7－3において同じ。）に応じて、それぞれに定める式により算出する。

イ 調整内容積が266以下の場合

$$X = E_M / E \times 100$$

X：多段階評価比率

$$E_M : 0.735V_3 + 122 \text{（単位 キロワット時毎年）}$$

V₃：調整内容積（単位 リットル）

E：電気冷蔵庫判断基準の3(3)に基づき測定した製品のエネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

ロ 調整内容積が266を超える場合

$$X = E_M / E \times 100$$

X：多段階評価比率

$$E_M : 0.199V_3 + 265 \text{（単位 キロワット時毎年）}$$

V₃：調整内容積（単位 リットル）

E：電気冷蔵庫判断基準の3(3)に基づき測定した製品のエネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

7－4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする

。

★★★

72パーセント以上86パーセント未満

★★

57パーセント以上72パーセント未満

★

57パーセント未満

7－4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする

。

E：日本産業規格C9801－3（2015）に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）とする。なお、冷凍室であつて冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切替えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあつては、それぞれの状態で測定した数値のうち大きいものとする。（単位 キロワット時毎年）

Z：27（単位 円毎キロワット時）

7－5 〔略〕

8 電気冷凍庫

8－1 表示事項

電気冷凍庫（令第18条第11号に掲げる電気冷凍庫をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、電気冷凍庫を販売しようとする場合又は電気冷凍庫の販売に協力を行おうとする場合には、当該電気冷凍庫に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の電気冷凍庫を販売しようとする場合又は中古の電気冷凍庫の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ 多段階評価点

ロ・ハ 〔略〕

8－2 遵守事項

- (1) 8－1のイに掲げる多段階評価点は、8－3の多段階評価基準に基づくものとする。
- (2) 8－1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとする。
- (3) 〔略〕
- (4) 8－1のイからハに掲げる事項については、別添5－1に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。
- (5) 別添5－1に定める様式により表示が困難な場合は、8－1のイに掲

E：日本工業規格C9801－3（2015）に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）とする。なお、冷凍室であつて冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切替えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあつては、それぞれの状態で測定した数値のうち大きいものとする。（単位 キロワット時毎年）

Z：27（単位 円毎キロワット時）

7－5 〔略〕

8 電気冷凍庫

8－1 表示事項

電気冷凍庫（令第15条第11号に掲げる電気冷凍庫をいう。以下同じ。）の小売事業者は、電気冷凍庫を販売しようとする場合には、当該電気冷凍庫に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の電気冷凍庫を販売しようとする場合には適用しない。

イ 多段階評価

ロ・ハ 〔略〕

8－2 遵守事項

- (1) 8－1のイに掲げる多段階評価は、8－3の多段階評価基準に基づくものとする。
- (2) 8－1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格C9901に基づくものとする。
- (3) 〔略〕
- (4) 8－1のイからハに掲げる事項については、別に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。
〔新設〕

げる事項のみについて、別添5－2に定めるいずれかの様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

(6) [略]

8－3 多段階評価基準

(1) 多段階評価点は、次に掲げる多段階評価比率に応じて、それぞれに定める式により算出する。

イ 多段階評価比率が100未満の場合

$$Y = 2 + 1 / 13 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（1未満の場合は1.0とする。）

X：多段階評価比率

ロ 多段階評価比率100以上の場合

$$Y = 2 + 2.5 / 189 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（5を超える場合は5.0とする。）

X：多段階評価比率

(2) 多段階評価比率は、以下の式により算出する。

$$X = E_M / E \times 100$$

X：多段階評価比率

E_M：1.328V₃＋80（単位 キロワット時毎年）

V₃：電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第35号。以下「電気冷凍庫判断基準」という。）の1(3)に規定する調整内容積（単位 リットル）

E：電気冷凍庫判断基準の3(3)に基づき測定した製品のエネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

8－4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする

(5) [略]

8－3 多段階評価基準

日本工業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

<u>多段階評価</u>	<u>省エネルギー基準達成率</u>
<u>★★★★★</u>	<u>100パーセント以上</u>
<u>★★★★</u>	<u>90パーセント以上100パーセント未満</u>
<u>★★★</u>	<u>80パーセント以上90パーセント未満</u>
<u>★★</u>	<u>69パーセント以上80パーセント未満</u>
<u>★</u>	<u>69パーセント未満</u>

8－4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

。

E：日本産業規格C9801-3(2015)に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）とする。なお、冷凍室であって冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切替えることができるものを有する冷凍庫にあっては、それぞれの状態で測定した数値のうち大きいものとする。（単位 キロワット時毎年）

Z：27（単位 円毎キロワット時）

8－5 〔略〕

9 ストープ

9－1 表示事項

ストーブ（令第18条第12号に掲げるストーブをいう。以下同じ。）の小売事業者等は、ストーブを販売しようとする場合又はストーブの販売に協力を行おうとする場合には、当該ストーブの省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古のストーブを販売しようとする場合又は中古のストーブの販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

9－2 遵守事項

9－1により表示する省エネルギーラベルは、日本産業規格S2070に基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

10 ガス調理機器

10－1 表示事項

ガス調理機器（令第18条第13号に掲げるガス調理機器をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、ガス調理機器を販売しようとする場合又はガス調理機器の販売に協力を行おうとする場合には、当該ガス調理機器に

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする

。

E：日本工業規格C9801-3(2015)に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）とする。なお、冷凍室であって冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切替えることができるものを有する冷凍庫にあっては、それぞれの状態で測定した数値のうち大きいものとする。（単位 キロワット時毎年）

Z：27（単位 円毎キロワット時）

8－5 〔略〕

9 ストープ

9－1 表示事項

ストーブ（令第15条第12号に掲げるストーブをいう。以下同じ。）の小売事業者は、ストーブを販売しようとする場合には、当該ストーブの省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古のストーブを販売しようとする場合には適用しない。

9－2 遵守事項

9－1により表示する省エネルギーラベルは、日本工業規格S2070に基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

10 ガス調理機器

10－1 表示事項

ガス調理機器（令第15条第13号に掲げるガス調理機器をいう。以下同じ。）の小売事業者は、ガス調理機器を販売しようとする場合には、当該ガス調理機器に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古

関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のガス調理機器を販売しようとする場合又は中古のガス調理機器の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ・ロ [略]

10-2 遵守事項

(1) 10-1 のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格 S 2070に基づくものとする。

(2)～(4) [略]

10-3・10-4 [略]

11 ガス温水機器

11-1 表示事項

ガス温水機器（令第18条第14号に掲げるガス温水機器をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、ガス温水機器を販売する場合又はガス温水機器の販売に協力を行おうとする場合には、当該ガス温水機器に関する次の事項（ガス暖房機器にあっては、省エネルギーラベルに限る。）を表示することとする。ただし、中古のガス温水機器を販売する場合又は中古のガス温水機器の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ・ロ [略]

11-2 遵守事項

(1) 11-1 のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格 S 2070に基づくものとする。

(2)～(4) [略]

11-3・11-4 [略]

12 石油温水機器

12-1 表示事項

石油温水機器（令第18条第15号に掲げる石油温水機器をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、石油温水機器を販売しようとする場合又は石油温水機器の販売に協力を行おうとする場合には、当該石油温水機器に

のガス調理機器を販売しようとする場合には適用しない。

イ・ロ [略]

10-2 遵守事項

(1) 10-1 のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格 S 2070に基づくものとする。

(2)～(4) [略]

10-3・10-4 [略]

11 ガス温水機器

11-1 表示事項

ガス温水機器（令第15条第14号に掲げるガス温水機器をいう。以下同じ。）の小売事業者は、ガス温水機器を販売する場合には、当該ガス温水機器に関する次の事項（ガス暖房機器にあっては、省エネルギーラベルに限る。）を表示することとする。ただし、中古のガス温水機器を販売する場合には適用しない。

イ・ロ [略]

11-2 遵守事項

(1) 11-1 のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格 S 2070に基づくものとする。

(2)～(4) [略]

11-3・11-4 [略]

12 石油温水機器

12-1 表示事項

石油温水機器（令第15条第15号に掲げる石油温水機器をいう。以下同じ。）の小売事業者は、石油温水機器を販売しようとする場合には、当該石油温水機器に関する次の事項（暖房用のものにあっては、省エネル

関する次の事項（暖房用のものにあつては、省エネルギーラベルに限る。）を表示することとする。ただし、中古の石油温水機器を販売しようとする場合又は中古の石油温水機器の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ・ロ　〔略〕

12－2　遵守事項

(1) 12－1のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格 S 2070に基づくものとする。

(2)～(4)　〔略〕

12－3・12－4　〔略〕

13　電気便座

13－1　表示事項

電気便座（令第18条第16号に掲げる電気便座をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、電気便座を販売しようとする場合又は電気便座の販売に協力を行おうとする場合には、当該電気便座に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の電気便座を販売しようとする場合又は中古の電気便座の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ　多段階評価点

ロ・ハ　〔略〕

13－2　遵守事項

(1) 13－1のイに掲げる多段階評価点は、13－3の多段階評価基準に基づくものとする。

(2) 13－1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格 A 4423に基づくものとする。

(3)　〔略〕

(4) 13－1のイからハまでに掲げる事項については、別添6－1に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

ギーラベルに限る。）を表示することとする。ただし、中古の石油温水機器を販売しようとする場合には適用しない。

イ・ロ　〔略〕

12－2　遵守事項

(1) 12－1のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格 S 2070に基づくものとする。

(2)～(4)　〔略〕

12－3・12－4　〔略〕

13　電気便座

13－1　表示事項

電気便座（令第15条第16号に掲げる電気便座をいう。以下同じ。）の小売事業者は、電気便座を販売しようとする場合には、当該電気便座に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の電気便座を販売しようとする場合には適用しない。

イ　多段階評価

ロ・ハ　〔略〕

13－2　遵守事項

(1) 13－1のイに掲げる多段階評価は、13－3の多段階評価基準に基づくものとする。

(2) 13－1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格 A 4423に基づくものとする。

(3)　〔略〕

(4) 13－1のイからハまでに掲げる事項については、別に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

(5) 別添 6－1 に定める様式により表示が困難な場合は、13－1 のイに掲げる事項のみについて、別添 6－2 に定めるいずれかの様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

(6) [略]

13－3 多段階評価基準

(1) 多段階評価点は、次に掲げる多段階評価比率に応じて、それぞれに定める式により算出する。

イ 多段階評価比率が100未満の場合

$$Y = 2 + 1 / 10 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（1 未満の場合は1.0とする。）

X：多段階評価比率

ロ 多段階評価比率100以上の場合

$$Y = 2 + 2.5 / 173 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（5 を超える場合は5.0とする。）

X：多段階評価比率

(2) 多段階評価比率は、以下の式により算出する。

$$X = E_{\text{A}} / E \times 100$$

X：多段階評価比率

E_A：183（単位 キロワット時毎年）

E：電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成19年経済産業省告示第28号。以下「電気便座判断基準」という。）の3(2)に基づき測定した製品のエネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

13－4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E 及び Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：電気便座判断基準の3(2)に規定する方法により算出したエネルギー

[新設]

(5) [略]

13－3 多段階評価基準

日本工業規格 A4423 に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	188パーセント以上
★★★★★	159パーセント以上188パーセント未満
★★★★	129パーセント以上159パーセント未満
★★★	100パーセント以上129パーセント未満
★	100パーセント未満

13－4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E 及び Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機

ギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

Z：27（単位 円毎キロワット時）

13－5 注意事項

年間の目安電気料金は、電気便座判断基準の3(2)に規定する方法によりエネルギー消費効率を算出する場合にあっては4人家族で1日当たり16回使用した場合を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に27（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の周囲温度、設定温度、節電機能や電力会社等によって異なります。

14 ジャー炊飯器

14－1 表示事項

ジャー炊飯器（令第18条第19号に掲げるジャー炊飯器をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、ジャー炊飯器を販売しようとする場合又はジャー炊飯器の販売に協力を行おうとする場合には、当該ジャー炊飯器に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のジャー炊飯器を販売しようとする場合又は中古のジャー炊飯器の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ・ロ [略]

14－2 遵守事項

(1) 14－1のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとする。

(2)～(4) [略]

器等製造事業者等の判断の基準等（平成19年経済産業省告示第288号）の3に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

Z：27（単位 円毎キロワット時）

13－5 注意事項

年間の目安電気料金は、電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の3(1)に規定する方法によりエネルギー消費効率を算出する場合にあっては4人家族で1日当たり12回使用した場合を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に27（円/kWh）を乗じたものであり、電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の3(2)に規定する方法によりエネルギー消費効率を算出する場合にあっては4人家族で1日当たり16回使用した場合を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に27（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の周囲温度、設定温度、節電機能や電力会社等によって異なります。

14 ジャー炊飯器

14－1 表示事項

ジャー炊飯器（令第15条第19号に掲げるジャー炊飯器をいう。以下同じ。）の小売事業者は、ジャー炊飯器を販売しようとする場合には、当該ジャー炊飯器に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のジャー炊飯器を販売しようとする場合には適用しない。

イ・ロ [略]

14－2 遵守事項

(1) 14－1のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格C9901に基づくものとする。

(2)～(4) [略]

14- 3・14- 4 [略]

15 電子レンジ

15- 1 表示事項

電子レンジ（令第18条第20号に掲げる電子レンジをいう。以下同じ。）の小売事業者等は、電子レンジを販売しようとする場合又は電子レンジの販売に協力を行おうとする場合には、当該電子レンジに関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の電子レンジを販売しようとする場合又は中古の電子レンジの販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ・ロ [略]

15- 2 遵守事項

(1) 15- 1 のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格C 9901に基づくものとする。

(2)～(4) [略]

15- 3・15- 4 [略]

16 ディー・ブイ・ディー・レコーダー

16- 1 表示事項

ディー・ブイ・ディー・レコーダー（令第18条第21号に掲げるディー・ブイ・ディー・レコーダーをいう。以下「DVDレコーダー」という。以下同じ。）の小売事業者等は、DVDレコーダーを販売しようとする場合又はDVDレコーダーの販売に協力を行おうとする場合には、当該DVDレコーダーに関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のDVDレコーダーを販売しようとする場合又は中古のDVDレコーダーの販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ・ロ [略]

16- 2 遵守事項

(1) 16- 1 のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格C 9901に基づくものとする。

14- 3・14- 4 [略]

15 電子レンジ

15- 1 表示事項

電子レンジ（令第15条第20号に掲げる電子レンジをいう。以下同じ。）の小売事業者は、電子レンジを販売しようとする場合には、当該電子レンジに関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の電子レンジを販売しようとする場合には適用しない。

イ・ロ [略]

15- 2 遵守事項

(1) 15- 1 のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格C 9901に基づくものとする。

(2)～(4) [略]

15- 3・15- 4 [略]

16 ディー・ブイ・ディー・レコーダー

16- 1 表示事項

ディー・ブイ・ディー・レコーダー（令第15条第21号に掲げるディー・ブイ・ディー・レコーダーをいう。以下「DVDレコーダー」という。以下同じ。）の小売事業者は、DVDレコーダーを販売しようとする場合には、当該DVDレコーダーに関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のDVDレコーダーを販売しようとする場合には適用しない。

イ・ロ [略]

16- 2 遵守事項

(1) 16- 1 のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格C 9901に基づくものとする。

(2)～(4) [略]

16- 3・16- 4 [略]

17 ルーティング機器

17- 1 表示事項

ルーティング機器（令第18条第22号に掲げるルーティング機器をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、ルーティング機器を販売しようとする場合又はルーティング機器の販売に協力を行おうとする場合には、当該ルーティング機器の省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古のルーティング機器を販売しようとする場合又は中古のルーティング機器の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

17- 2 遵守事項

17- 1により表示する省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

18 スイッチング機器

18- 1 表示事項

スイッチング機器（令第18条第23号に掲げるスイッチング機器をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、スイッチング機器を販売しようとする場合又はスイッチング機器の販売に協力を行おうとする場合には、当該スイッチング機器の省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古のスイッチング機器を販売しようとする場合又は中古のスイッチング機器の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

18- 2 遵守事項

18- 1により表示する省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

(2)～(4) [略]

16- 3・16- 4 [略]

17 ルーティング機器

17- 1 表示事項

ルーティング機器（令第15条第22号に掲げるルーティング機器をいう。以下同じ。）の小売事業者は、ルーティング機器を販売しようとする場合には、当該ルーティング機器の省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古のルーティング機器を販売しようとする場合には適用しない。

17- 2 遵守事項

17- 1により表示する省エネルギーラベルは、日本工業規格C9901に基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

18 スイッチング機器

18- 1 表示事項

スイッチング機器（令第15条第23号に掲げるスイッチング機器をいう。以下同じ。）の小売事業者は、スイッチング機器を販売しようとする場合には、当該スイッチング機器の省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古のスイッチング機器を販売しようとする場合には適用しない。

18- 2 遵守事項

18- 1により表示する省エネルギーラベルは、日本工業規格C9901に基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

19 電気温水機器

19-1 表示事項

電気温水機器（令第18条第26号に掲げる電気温水機器をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、電気温水機器を販売しようとする場合又は電気温水機器の販売に協力を行おうとする場合には、当該電気温水機器の省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古の電気温水機器を販売しようとする場合又は中古の電気温水機器の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

19-2 遵守事項

19-1により表示する省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

20 電球

20-1 表示事項

電球（令第18条第28号に掲げる電球をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、電球を販売しようとする場合又は電球の販売に協力を行おうとする場合には、当該電球に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の電球を販売しようとする場合又は中古の電球の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ・ロ [略]

20-2 遵守事項

(1) 20-1のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとする。

(2)～(4) [略]

20-3 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = 2 \times P \times Z$$

19 電気温水機器

19-1 表示事項

電気温水機器（令第15条第26号に掲げる電気温水機器をいう。以下同じ。）の小売事業者は、電気温水機器を販売しようとする場合には、当該電気温水機器の省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古の電気温水機器を販売しようとする場合には適用しない。

19-2 遵守事項

19-1により表示する省エネルギーラベルは、日本工業規格C9901に基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

20 エル・イー・ディー・ランプ

20-1 表示事項

エル・イー・ディー・ランプ（令第15条第28号に掲げるエル・イー・ディー・ランプをいう。以下「LEDランプ」という。以下同じ。）の小売事業者は、LEDランプを販売しようとする場合には、当該LEDランプに関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のLEDランプを販売しようとする場合には適用しない。

イ・ロ [略]

20-2 遵守事項

(1) 20-1のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格C9901に基づくものとする。

(2)～(4) [略]

20-3 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = 2 \times P \times Z$$

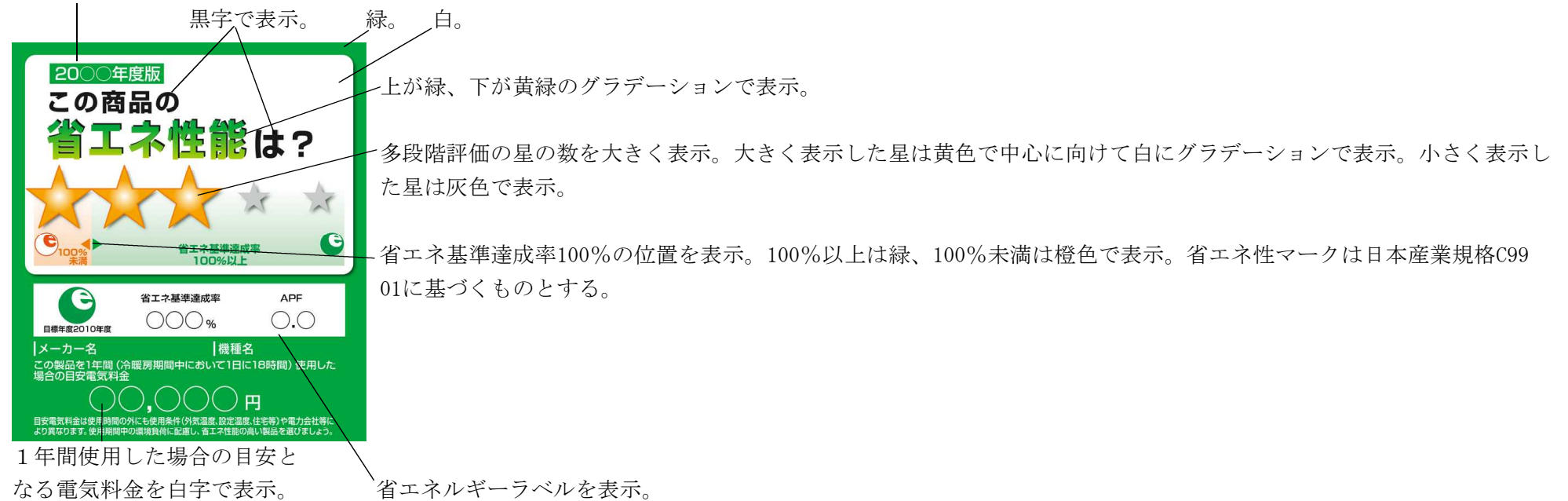
この式において、P及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。 P：電球のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断基準等（平成25年経済産業省告示第235号）の3－2に規定する方法により算定した消費電力（単位　ワット） Z：27（単位　円毎キロワット時） 20－4　　〔略〕	この式において、P及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。 P：エル・イー・ディー・ランプのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第235号）の3－2に規定する方法により算定した消費電力（単位　ワット） Z：27（単位　円毎キロワット時） 20－4　　〔略〕
備考　表中〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、この告示の7、8及び13の規定により行うべき表示は、令和三年十月三十一日まで、なお従前の例によることとする。

別添 1

様式を作成した年度を緑の塗りつぶしに白字で表示。



表示の方法及び配色については、別添 3 において同じ。

別添 2－1

緑。白。



緑字で表示。

多段階評価点を赤で表示。

多段階評価点の小数点以下第1位が0から4の場合は整数部分の星の数を黄色で表示し、その他の部分は白で表示。
多段階評価点の小数点以下第1位が5から9の場合は整数部分の星の数に半星を加えたものを黄色で表示し、その他の部分は白で表示。

1年間使用した場合の目安となる電気料金を白字で表示。

省エネルギーラベルを表示。

表示の方法及び配色については、別添 4－1、別添 5－1 及び別添 6－1 において同じ。

別添 2－2

ラベルの縁及び「省エネ性能」の文字は緑で表示し、「〇. 〇」は多段階評価点を赤で表示し、星マークは、多段階評価点の小数点以下第1位が0から4の場合は整数部分の星の数を黄色で表示し、その他の部分は白で表示し、多段階評価点の小数点以下第1位が5から9の場合は整数部分の星の数に半星を加えたものを黄色で表示し、その他の部分は白で表示。（別添 4－2、別添 5－2 及び別添 6－2 において同じ。）





別添 3



別添 4－1

省エネ性能

★

★

★

☆

☆

○

○

省エネ基準達成率

年間消費電力量

〇〇〇%

〇〇〇 kWh/年

目標年度2021年度

メーカー名

機種名

この製品を1年間使用した場合の目安電気料金

〇,〇〇〇

円

目安電気料金は使用条件や電力会社等により異なります。
使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

RFR-R0211

別添 4－2

省エネ性能

★

★

★

☆

☆

○

○

RFR-R0211

省エネ性能

★

★

★

☆

☆

○

○

RFR-R0211



別添 5 － 1



別添 5 － 2





別添 6 － 1



別添 6 － 2

省工ネ性能

★

★

★

★

★

○

○

TLS-R0211

省工ネ性能

★

★

★

★

★

○

○

TLS-R0211

省工ネ性能

○

○

★

★

★

★

★

TLS-R0211